

令和8年度 小学校新1年生の保護者の皆様へ

新入学準備金の入学前支給のお知らせ

若狭町では、令和8年4月に町内の小学校新1年生となるお子様がいらっしゃるご家庭で、経済的に困りの保護者の方を対象に、入学準備金を令和8年3月に支給します。

小・中学校に在籍する兄弟が既に令和7年度就学援助費を受給されている方も申込みが必要です。

経済的な理由などにより、教育費の支払いにお困りの保護者の方を対象に、主に次の費用などを援助する制度です。入学後に、学校を通じて申込書が配布されます。

・学用品費 ・給食費 ・修学旅行等宿泊学習費 ・新入学児童生徒学用品費 など

審査の結果、認定された方には、各学期末の3回に分けて費用が支給されますが、このうち、**新入学児童生徒学用品費（入学準備金）のみ**入学前の3月に受給することができます。

入学準備金の入学前支給を希望する保護者の方は、**令和7年12月1日（月）～令和8年1月8日（木）**までに申込みをしてください。

なお、**申込書類につきましては、教育員会事務局にて交付**します。

若狭町ホームページからでもダウンロード可能です。

【1 入学準備金の支給対象となる方】

以下の条件に全て該当する方

◆令和8年2月1日現在で、若狭町に居住している方（令和8年3月末日以前に若狭町外に転出する方を除く）

◆次の「令和7年度就学援助制度」の認定基準のいずれかに該当し、世帯全員の所得金額の合計が一定水準以下の方

- (1) 生活保護法に基づく保護が停止または廃止された
- (2) 世帯員全員が町民税非課税または減免されている
- (3) 個人事業税が減免されている
- (4) 固定資産税が減免されている
- (5) 国民年金保険料が減免されている
- (6) 国民健康保険税が減免または徴収猶予されている
- (7) 児童扶養手当の支給を受けている
- (8) 生活福祉資金の貸付を受けている
- (9) 職業安定所登録日雇労働者である
- (10) 上記(1)～(9)には該当しないが、経済的な理由により生活が困窮している

《参考：世帯の所得基準額（所得の限度額）》

世帯人数	家族構成	めやす所得額
2人	母、子（小学生）	約210万円
3人	母、子（中学生）、子（小学生）	約280万円
4人	父、母、子（小学生）、子（小学生）	約320万円

世帯の年齢構成等により、認定基準は異なり、目安所得を下回る場合でも認定されない場合があります。

【2 支給予定額・支給予定日】

◆支給予定額 57,060円（令和7年度実績） ※金額は変更することがあります。

◆支給予定日 令和8年3月末（予定）

申請方法等については、裏面をご覧ください。

【3 申込方法】

「申請書」に必要事項を記入（自書）のうえ、「お申し込みに必要な証明書類」を添えて、ご提出ください。

申請書は教育委員会事務局または若狭町HPからダウンロードください。

※民生児童委員記入欄は、空欄のままでご提出ください。

◆提出場所 若狭町教育委員会事務局（上中庁舎2階）**※入学予定の小学校では受付できません。**

◆受付期間 **令和7年12月1日（月）～令和8年1月8日（木）必着**

※郵送での申込みもできます。郵送の場合は、6 問合せ先の住所までお送りください。

【4 認定結果通知について】

認定結果は、令和8年2月下旬頃に申請された方に通知します。

【5 注意事項】

«入学準備金以外の就学援助費（学用品費等）の援助を受けたい場合»

入学後4月中に、学校を通して申請書が配布されますので、期限までにご提出ください。

«兄・姉がおり、令和7年4月以降に、既に就学援助の認定を受けている方»

入学準備金の入学前支給を希望する場合 ⇒ 本申請書をご提出ください。

入学準備金の入学後支給を希望する場合 ⇒ 入学後4月下旬頃に配布される「令和8年度就学援助費」をお申込みください。

«入学準備金の返還について»

・令和8年2月1日以降に若狭町から転出された場合には、受給された入学準備金を返還していただきます。

・**小学校入学後に受給資格について再審査を行う場合があります。**

その結果、否認定となった場合には、**受給された入学準備金を返還していただきます。**

【6 問合せ先】

〒919-1592

福井県三方上中郡若狭町市場20-18

若狭町教育委員会事務局 就学支援担当

TEL：0770-62-2730 FAX：0770-62-2732